

新体協発第 90 号
平成 23 年 5 月 23 日

国民体育大会開催競技団体事務局長 様
市町村体育協会事務局長 様
新潟県高等学校体育連盟事務局長 様
新潟県高等学校野球連盟事務局長 様
新潟県中学校体育連盟事務局長 様

財団法人新潟県体育協会
事務局長 棚橋 進

東日本大震災に係る国民体育大会参加資格の特例について（通知）

東日本大震災において、被災された方が避難先等から国民体育大会に参加する場合、大会要項総則に定める参加資格に抵触することから、第 66 回大会（冬季大会にあつては第 67 回大会）については下記のとおり特例措置が設けられました。

については、貴団体において当該特例措置により参加しようとする方がいる場合は、遺漏なく手続きを行ってください。

記

1 特例措置の内容

別紙「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。

2 特例措置の概要

(1) 特例対象県

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県を特例の適用対象となる「特例対象県」とする。

(2) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

総則に定める「居住地を示す現住所」「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。（※特例対象県から本県へ避難等している方が、本来の所属県から参加する場合を指す。）

(3) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した者は、移動先の都道府県から参加することができる。（※特例対象県から本県へ避難等している方が、本県から参加する場合を指す。）

3 特例適用に係る手続き

2 - (3) により当該特例対象県と異なり本県から参加する場合には、別紙 1・2 を本会へ提出ください。

4 その他

2 - (3) により本県から参加するには、本県予選会に出場していなければなりません。

(財) 新潟県体育協会競技スポーツグループ 木村
TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601
E-mail kimura@niigata-sports.or.jp

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

平成 23 年 4 月 26 日
公益財団法人日本体育協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県
の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第 66 回国民体育大会及び第 67 回国民体育大会冬季大会

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 23 年 4 月 30 日以前から各大会終了時（本大会：平成 23 年 10 月 11 日、冬季大会：各競技会終了時）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 64 回及び第 65 回大会（冬季大会は第 65 回及び第 66 回大会）に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第 66 回国民体育大会及び第 67 回国民体育大会冬季大会

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 23 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日体協が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から第 66 回大会（冬季大会は第 67 回大会）に参加した者が、第 67 回大会（冬季大会は第 68 回大会）において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式 1 を所属となる都道府県体育協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県体育協会は、(1) により提出された内容を確認の上、所定の様式 2 に様式 1 の写しを添えて、以下のとおり提出する。
 - ① ブロック大会
ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
 - ② 本大会
全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）へ提出する。
- (3) 日体協は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

【様式1】

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」
の適用に係る届出

財団法人新潟県体育協会
会長 馬場 潤一郎 様

第66回国民体育大会・第67回冬季大会（新潟県予選会を含む。）に本県から参加する選手及び監督について、「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例」を下記のとおり適用いたします。

なお、当該選手及び監督においては、本特例の内容を確認のうえ、その適用を受けることについて了承していることを申し添えます。

平成 年 月 日

団体名： _____

代表者： _____ 印